

商工会情報誌



スクラム安佐

商工会加盟数
1803名
(平成22年6月末現在)

商工会は法律に基づいて設置されており、
経営についての相談は全て無料です。

発行者 広島安佐商工会
住所 広島市安佐北区可部3-26-22
電話 082-814-3169
FAX 082-815-1456
URL http://www.h-asa.jp/

平成二十二年度 通常総代会が開催されました!!

去る五月二十二日、広島安佐商工会
平成二十二年度通常総代会が、本所に
て開催されました。

総代定数一〇一名のうち出席者数七
十六名(うち委任状提出者三十四名)
により執り行われました。

提出議案は次の通りです。

第1号議案

平成二十一年度事業報告書及び
一般会計収支決算書・貸借対照表・
財産目録承認の件

第2号議案

平成二十二年度事業計画書(案)
及び収支予算書(案) 決定の件
第3号議案

本総代会議決事項のうち監督官
庁の指導により修正を要する場合、
修正を加えることを承認の件

議事進行は肅々と進み提出された3
つの議案は賛成多数により全て承認可
決されました。

この後、来賓の方々の紹介、祝辞と
つづき、滞りなく総代会は閉会となり
ました。

その後、来賓を交えて意見交換の
場を設け、和やかなうちに全ての行
事を終了致しました。
ご臨席いただいた来賓の方々は、
次の通りです。

- 衆議院議員 河井 克行
- 衆議院議員 橋本 博明
(代理出席)
- 広島県議会議員 山崎 正博
- 広島市経済局 地域産業支援課
課長 福岡 美鈴
- 広島市議会議員 若林 新三
- 広島市議会議員 今田 良治
- 広島市議会議員 西田 浩
- 日本政策金融公庫 国民生活事業
事業統括 宮尾 修
- 広島県商工会連合会 指導部指導課
課長 土井 隆三
- 広島安佐商工会
顧問 上西 不二夫
(以上、敬称略)

平成22年度収支予算書

平成二十二年四月一日
〜平成二十三年三月三十一日

【支出の部】		【収入の部】	
科目 (大分類)	本年度予算額	科目 (大分類)	本年度予算額
小規模事業経営支援事業費	71,350	補助金収入	58,950
地域総合振興事業費	14,120	会費手数料収入	45,650
管理費	23,550	引当金繰入収入	1,990
法人税等	121	前期繰越金	6,888
資産取得支出	1,500	計	113,478
引当支出	660		(単位:千円)
予備費	2,177		
計	113,478		

広島弁護士会による中小企業のための 常設相談(法律相談のご案内)

☎ 0570-001-240
(広島弁護士会直通の専用電話番号)

- ☆受付時間：月～金の午前10時～午後4時
- ☆相談方法：弁護士の事務所での面談
- ☆相談料：本年9月まで最初の30分無料
(10月以降は最初の30分間5,250円)

広島弁護士会では、本年4月からの日本弁護士連合会による中小企業相談コールセンター（「ひまわりほっとダイヤル」）への対応態勢を整えており、中小企業の方々（法人、個人）から、全国共通の電話番号（0570-001-240）に電話して頂くと、広島県内からの電話は全て広島弁護士会の受付窓口につながります。

相談者は、選択により、広島地区・呉地区・尾道地区・福山地区・三次地区のいずれか希望する地区の弁護士（当日の担当弁護士）の紹介を受けることができ、相談日時の調整の上、担当弁護士の事務所での面談での相談（本年9月までは最初の30分間「無料」、なお30分を超える相談については担当弁護士と協議下さい）を受けることができます。

事業者の方々であれば、法人・個人を問わず、また事業の規模も問わず、広く「中小企業に関係した法律問題」の相談に応じることができる相談制度とのことです。希望者は利用を検討してみられてはいかがでしょうか（詳細については、広島弁護士会にお問合せ下さい）。

米トレーサビリティ法

「米穀等の取引等に係る情報及び産地情報の伝達に関する法律」が
本年10月1日よりスタートします

この法律は、お米・米加工品の販売・輸入・加工・製造の事業を行う方や、食堂・レストランの方を対象とし、米穀類に問題が発生した場合の流通ルートの手続きの速やかな特定と回収を目的としています。

対象業種の方に義務付けられることは、....

◎取引記録の作成と保存

◆仕入・販売・異動、廃棄などの記録を作成し、原則3年間保存して下さい。

記録するのは、①品名、②産地、③数量、④年月日、⑤取引先、⑥搬出入の場所、⑦加工用米等の用途の7項目です。

◆平成22年10月1日から適用

◎産地情報の伝達

◆事業者間では、業務用も含めて、伝票又は容器・包装への記載等による伝達が必要となります。

一般消費者へも、①包装に表示、②店内に表示、③メニュー表に記載等により伝達が必要となります。

（外食店等においても、米飯類の産地情報の伝達が必要です）

◆平成23年7月1日から適用

[問い合わせ先]

中国四国農政局広島農政事務所
食料部計画課 ☎082-228-9551

小規模企業共済制度の改正についてお知らせ

平成23年1月1日から、加入対象者に個人事業主の共同経営者が追加されます。

◎「個人事業主の共同経営者」とは、主には経営に携わる『配偶者や後継者』という意味です。

中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)制度の改正についてお知らせ

平成23年10月までに改正が予定されています。

	現行	改正案
①共済金の貸付限度額の上限の引き上げ	3,200万円	⇒ 8,000万円(予定)
②掛金の積立限度額の上引き上げ	320万円	⇒ 800万円(予定)
③掛金の月額上限の上引き上げ	8万円	⇒ 20万円(予定)
④申込金の廃止	申込金が必要	⇒ 申込金は不要
⑤取引先の「私的整理」 ^(※1) が、共済金の貸付け事由として新たに追加されます。		

(※1) 弁護士や認定司法書士からの支払停止通知があった場合が対象です。
上記①②③の改正額は、決定したものではありません。

ご協力を!! 『平成22年国勢調査』

平成22年(2010年)10月1日を調査期日として、平成22年国勢調査を実施します。この調査は、最新の人口や世帯の実態を明らかにすることを目的として、我が国に住んでいるすべての人及び世帯を対象に、5年ごとに行っています。9月下旬から、調査員証を持った調査員が各世帯を訪問して調査票を配付します。記入いただいた調査票は、封筒に入れて調査員へ渡していただくか、郵送により区役所へ提出していただきます。国勢調査へのご協力をお願いします。



—問い合わせ—

広島市企画調整部調整担当(統計担当)(TEL082-504-2012)、
各区区政振興課(TEL安佐南082-831-4927,安佐北082-819-3962)

URL <http://www.city.hiroshima.lg.jp/toukei/index.html>

『クーポン券』の活用で売上アップを!!

ホームページ「得得情報コーナー」開設

広島安佐商工会では、商工会ホームページ上で、各お店の割引クーポン券等を掲示し、消費者がそれを印刷し来店購入した際、クーポン券に記載されたサービス、割引き等を提供していただく「得得情報コーナー」を開設します。

ホームページへの掲載料は無料ですが、各店が掲載する内容については必ず履行していただくことが条件となります。販売促進等に、ふるってご活用下さい。

- 例：『5%割引券』……………買物・飲食・サービス等、料金の5%を割引きする券
：『生ビール1杯無料券』……………飲食の際、注文された飲み物1杯分が無料となる券
：『100円値引き券』……………買物代金から100円を値引きする券
：『商工会ホームページで見た』とお店の方に言うと、**所定のサービス**を提供する。

- ・上記は一般的な例です。内容は各店で自由に決めていただいて構いません。
- ・クーポン券の図案も各店で決めていただいて構いません。
- ・期間も各店で設定可能です。
- ・「得得コーナー」は近々開設します。
- ・お申込み、お問合せは商工会事務局まで

<http://www.h-asa.jp/>

TEL.082-814-3169

掲載店募集

販売促進にご利用下さい

店舗演出、接客などが優れた小売店舗を募集します!

「いい店ひろしま顕彰事業」は、店舗演出や接客などが優秀と認められる中小小売店舗を表彰する制度です。

- 【応募資格】** ①広島市内の中小企業者が市内で営む小売店舗 (飲食業、サービス業は該当しません)
②市税を完納していること
③過去2年の間に表彰を受けていないこと
- 【審査】** 消費者審査員、専門審査員が厳正に審査し、優秀な店舗を10店舗程度顕彰します。
- 【表彰・PR】** 広島市長と商工会長の連名で表彰します。また、広島市などのホームページや広報誌に掲載するなど、広島市の優良店舗として広くPRします。
- 【応募方法】** 応募申込書(下記アドレスよりダウンロードできます)に必要事項を記入の上、店舗の写真(外観と内装部分各1枚)を添付し、応募して下さい。

http://www.sss.city.hiroshimajp/iimise/h22_boshu.html

【お問合せ・応募先】 〒733-0834 広島市西区草津新町1-21-35 ミクシビル2階

(財)広島市産業振興センター中小企業支援センター

いい店ひろしま顕彰事業 実行委員会事務局 宛

Tel 082-278-8032 Fax 082-278-8570

【応募〆切】 7月30日(金)

【主催】 いい店ひろしま顕彰事業実行委員会

(財)広島市産業振興センター、広島商工会議所、広島市、広島市商工会連絡協議会

商工会員の皆様へ御願い

会員獲得にお力をお貸し下さい!!

広島安佐商工会
会長 井手 修

広島安佐商工会ご加入の皆様へ、謹んでお願い申し上げます。
昨年度、広島安佐商工会では126名の新規会員の方が入会されましたが、相反して120名の方が退会されました。その退会者のうち約80名が廃業・移転という止めようのない理由でございます。
商工会の存立要件として、**地域内事業者の加入率過半数以上の維持が求められています。**
今年も既に相当数の退会者が出ており、過半数維持のためには新規の会員獲得に努めなければなりません。
つきましては、皆様のお知り合いの方で広島安佐商工会にまだご入会いただいてない方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介いただけないでしょうか。何卒、よろしく御願い申し上げます。

記

《入会資格》

安佐北区安佐町地域、可部地域及び安佐南区佐東地域に事業所又はお住まいがある方。
業種・規模は問いません。
(例えば、借家1軒お持ちの方も『不動産賃貸業』として入会資格がございます。)

《会費の額》

会費の額は年額11,000円ですが、中途入会の場合は月割計算となります。
尚、加入金は、増強運動期間中は免除となります。(会計年度は毎年4月～翌年3月です)

《ご紹介特典》

ご紹介いただいた方が入会されますと…

謝礼金 (1件につき現金1万円) をお支払いさせていただきます。
ご紹介件数は、何件でも結構です。

ご紹介いただいた方の入会手続き(加入申込書受理と会費納入)が完了した時点で、謝礼金のお支払対象とさせていただきます。謝礼金お支払時期は平成23年1月中です。

《増強運動期間》 平成22年7月1日～平成22年12月31日

《ご紹介方法》

下記『ご紹介カード』にご記入の上、FAX等により最寄りの支所にご送付ください。

安佐支所 FAX:(082)835-2133 電話:(082)835-0048

可部支所 FAX:(082)815-1456 電話:(082)814-3169

佐東支所 FAX:(082)877-0844 電話:(082)877-9352

(ご紹介いただいた方が既にご入会済の場合は、事務局よりその旨をご連絡させていただきます)

広島安佐商工会 行き

ご紹介カード

下記紹介先の入会意思を確認しましたので手続き等を進めて下さい。

あなた様の	
事業所名	代表者名
ご紹介いただける先方様の	
事業所名	代表者名
所在地	TEL ()

この『ご紹介カード』はコピーして御使用頂いても構いません。
ご記入いただいた内容は、広島安佐商工会への入会手続きのために利用させていただきます。